



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成25年10月28日

担当	大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課 電話 06 - 4790 - 6352
----	---

11月は「労働保険適用促進強化期間」です！

— 集中的な広報活動など未手続事業一掃対策を実施 —

厚生労働省においては、労働保険(労災保険・雇用保険)の未手続事業の一掃を図るため、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国で集中的な適用促進活動を展開します。

大阪労働局(局長 中沖 剛)においても、労働保険の未手続事業の一掃対策を最重点課題として、年間を通じて取り組んでいますが、本期間中については、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るための広報活動を展開するとともに、未手続事業主への個別訪問による手続指導を集中的に実施します。

1 実施期間

平成25年11月1日から平成25年11月30日までの1ヵ月間

2 実施事項

(1) 未手続事業主に対する個別訪問による手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、大阪労働局職員による個別訪問等により、集中的な手続指導を実施する。

なお、自主的に労働保険成立手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を積極的に実施する。

(2) 各種団体への協力依頼の実施

事業主団体、労働保険事務組合及び府・市区町村等に対して、各機関が発行する広報誌やホームページでの労働保険加入に関する広報の依頼、適用促進周知ポスターの掲出、リーフレット等の配布依頼を行う。

(3) 大阪労働局ホームページへの積極的なアクセス働きかけ

局のホームページ(厚生労働省ホームページへのリンク含む)内に労働保険制度全般に関する詳しい説明や手続案内のページを設けているので、ホームページアドレスを広く周知し、閲覧を呼びかける。

閲覧手順

大阪労働局HP(<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)⇒トップページ下部バナ
ー広告「労働保険」⇒厚生労働省HP「労働保険制度(制度紹介・手続案内)」

人を雇うということは、
その人はもちろん、
その人の家族も守るということ。
労働保険の加入は、
経営者の義務であり責任です。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業主は、
労働保険に加入する義務があります。

- 労働者とその家族の生活の安定・安心のために、労働保険の加入は、事業主の義務と責任です。
- 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを行っていない事業主には、追徴金が課せられる場合があります。
- 手続きを行っていない事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇うことは、加入すること。

労働保険

労働保険について詳しくは、都道府県労働局、
労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

労働保険

検索

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>